

指名停止措置について

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

日本道路株式会社 取締役社長 山口宣男 東京都港区新橋 1-6-5

2 指名停止の期間

平成28年4月6日 ～ 平成28年7月5日 (3カ月間)

3 指名停止の理由

日本道路株式会社は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注した東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札談合事件において、独占禁止法に違反する犯罪があったとして、公正取引委員会から同法第74条第1項の規定に基づき、平成28年2月29日に検事総長に告発された。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け林野経第156号林野庁長官通知)別表第2の7(独占禁止法違反行為)に該当するの措置要件に該当するため。

「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2の7

| 措置要件 | 指名停止の期間 |
|--|---------------------------|
| (独占禁止法違反行為) 7 当該部局が管轄する区域外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(第12号に掲げる場合を除く。) | 刑事告発を知った日から 1カ月以上9カ月以内 |

平成28年4月6日

四国森林管理局長 大山 誠一郎

お問い合わせ先・閲覧場所

四国森林管理局 総務企画部 経理課(2階) TEL 088-821-2060